

令和5年度・令和6年度
奥田公園トライアル・サウンディング
実施要項

藤沢市

2023年（令和5年）7月 施行

2023年（令和5年）10月 改正

1 トライアル・サウンディングとは

トライアル・サウンディングは、藤沢市がもっと有効に活用していきたい公共の空間について、民間の事業者（市民団体や個人等を含む）に、一定の期間、実際に暫定使用してもらいながら、将来の活用に向けたサウンディング（民間と市の対話・コミュニケーション）を同時に実施していく仕組みです。私たちは、このような「場」や「空間」の実験的活用をとおして、多様な人を巻き込みながら「人」と「人と人との関係」づくりを発展させていきたいと考えています。

2 奥田公園で実施する目的

奥田公園は、藤沢市民会館や南市民図書館等複数の公共施設の再整備を行う、「生活・文化拠点再整備事業」において、各公共施設と一体的な整備・運営を行うことを計画（令和11年度末の供用開始を予定）しており、当該事業の中心的な存在になると考えています。そして、生活・文化拠点再整備事業は、次のことをビジョンとして掲げています。

ふじさわMIRAI ファーム
～ここからはじまる未来への種まき～

なにかにチャレンジしたい人、これからを担う子どもたち、
「まだ知らない新しい可能性」との出会いをみんなで応援します。

このプロジェクトでは、なにかにチャレンジしたい人とこれからを担う子どもたちの「体験」「実践」「挑戦」をとおした育ちや活躍を支援します。また、その中心となる人や活動、この場に集う人々をシームレスにつなげることで、多彩な活動を生み出すきっかけを作り、成長と共創が持続する未来を実現します。

これらを踏まえ、今回のトライアル・サウンディングは、このビジョンの実現に向けて、次のことを目的として実施します。

- (1) 奥田公園のファンをつくる
- (2) 奥田公園で活躍する事業者・活動者（プレーヤー）と出会う
- (3) プレーヤー同士がつながるチャンスをつくる
- (4) 生活・文化拠点再整備事業への関心度を高める

3 募集するプロジェクト

今回のトライアル・サウンディングでは、次に掲げるジャンルのコンテンツを1以上含むプロジェクトを募集します。

- (1) 本
- (2) アート
- (3) 音楽
- (4) 映画
- (5) 子どもの遊びや体験
- (6) (1)～(5)に類するもの
- (7) 飲食

4 対象施設

名 称	奥田公園
所 在 地	藤沢市鵜沼東 12 番
面 積	16,648.87 m ²
公 園 種 別	近隣公園
公 園 施 設 等	植栽、広場、トイレ、モールブランコ、すべり台、砂場、ベンチ、水飲み場、駐車場（有料）
ア ク セ ス 等	JR 東海道線藤沢駅、小田急電鉄江ノ島線藤沢駅、江ノ島電鉄藤沢駅 下車徒歩 10 分
近 隣 公 共 施 設	市民会館、南消防署、保健所・南保健センター、藤沢市役所、神奈川県合同庁舎、藤沢水道営業所

※奥田公園駐車場及び公園内に存するペDESTリアンデッキはトライアル・サウンディングの対象外です。



実施範囲図

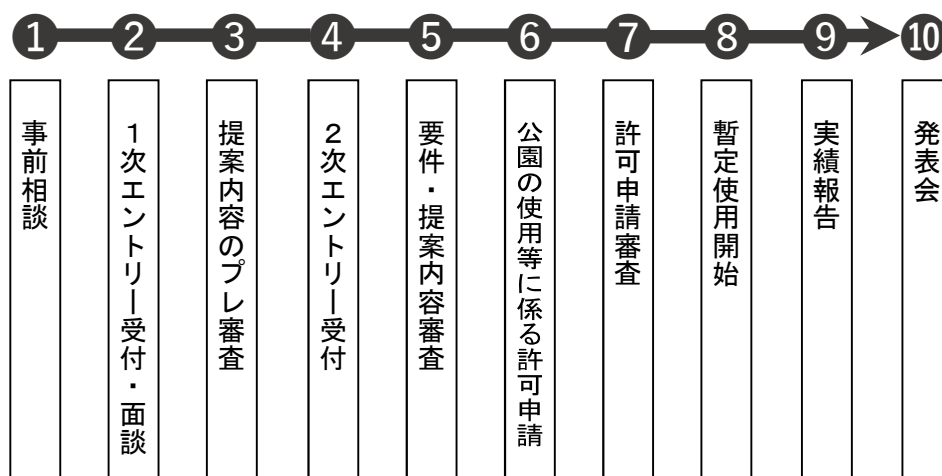
5 スケジュール

日 程	内 容
2023年（令和5年）7月25日	実施要項の公表
2023年（令和5年）7月25日から 2024年（令和6年）7月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> 1次エントリー受付・面談 2次エントリー受付 公園の使用等に係る許可 プロジェクトの募集開始 暫定使用の開始
2024年（令和6年）10月中旬頃	発表会（予定）

※市や関係団体の事業を実施する場合やその他管理の都合上で暫定使用できない日があります。

6 手続き等の流れ

トライアル・サウンディングの手続き等の主な流れは次のとおりです。詳細は別表1を参照してください。



7 申請者の資格要件等

(1) 申請者の条件

ア 申請者は、暫定使用した場合に、申請内容を主体的に実施することができる能力を備えた法人、個人事業主又は任意の団体とします。

イ 申請者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体）とし、グループで申請する場合には、すべての構成員とその役割を明確にすることとします。

(2) 申請者の要件

申請者は、別表2に掲げるすべての要件に該当する必要があります。

(3) 申請に関する留意事項

ア 費用負担

申請に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出書類の取扱い及び特許権等

(ア) 提出書類の著作権は、申請者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

(イ) 申請者の提出書類については、当該申請に係る暫定使用の審査及びモニタリング等、本制度の運用に必要な目的以外の場合においては、申請者に無断で使用することはありません。

(ウ) 申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

ウ 法令等の順守

申請者は、申請するに当たり、事前に自らの責任において関係法令等を確認し、暫定使用時における法令適合のリスクを負うこととします。

8 暫定使用の要件等

(1) 暫定使用の内容

暫定使用の内容は、次のいずれも満たすこととします。

ア 市民や利用者のサービス及び利便性の向上に資するものであること

イ 原則として、本市の財政負担を伴わないものであること

ウ 募集するコンテンツを1以上含むものであること

エ 生活・文化拠点再整備事業における今後の継続的な事業展開につながるものであること

(2) 対象外とする暫定使用

別表3に掲げるものの用に供する暫定使用はできないこととします。

(3) 暫定使用期間

暫定使用期間は、原則として1日以上、30日以内とします。実施期間の延長や2回目以降の暫定使用については、提案内容やその他の事業の参加状況に応じて判断することとします。

(4) 暫定使用时间

暫定使用ができる時間帯は、午前9時から午後5時までを標準時間とします。これ以外の時間帯での使用については、提案の内容により、当該時

間帯で実施する必要性や近隣への影響等を勘案して諾否の判断をすることとします。

(5) 暫定使用に関する留意事項

ア 費用負担

暫定使用に当たって必要となる一切の費用は、すべて暫定使用する者の負担とします。

イ リスク分担等

暫定使用に伴い発生するリスクは暫定使用する者が負うものとし、暫定使用する者が責任をもって事業を遂行することとします。

ウ 暫定使用状況の公表

本市のホームページ等において、暫定使用の概要を公表することがあります。

エ 暫定使用後は、現状に復旧してください。

オ その他使用に当たっての留意事項

(ア) 芝生広場の群衆荷重は 500 kg/m²が限度です。

(イ) 芝生広場では掘削と車両進入はできません。

(6) 参画者に期待すること

本市のトライアル・サウンディングに参画していることや使用した場所の魅力などを SNS を使って広く発信し、この取組を盛り上げてもらうことを期待しています。

9 暫定使用の開始等

(1) 暫定使用の開始

ア 提案承認を経て公園の使用許可等を受けた者は、申請書類に記載した内容に基づいて使用を開始することができます。このとき、使用に係る条件が付された場合は、その内容を遵守してください。

イ 暫定使用期間中は、市が交付した通知書等の書面を携行し、本市職員から提示を求められた場合には、速やかに応じてください。

(2) 暫定使用の中止

申請内容に反する行為や本制度の目的から逸脱した行為があった場合や災害対応等により本市が暫定使用に係る施設等を使用せざるを得なくなった場合は、暫定使用を中止することがあります。

(3) 使用料等

暫定使用に係る使用料は原則として免除します。ただし、暫定使用に伴い、水道光熱費等が発生する場合は、相当の負担金を徴収する場合があります。

10 モニタリング及び報告等

(1) モニタリング

暫定使用する者は、暫定使用期間中に本市が実施するモニタリング調査について協力することとします。

(2) 報告等

暫定使用する者は、暫定使用期間が満了した後、本市に対して実績報告書を提出するとともに、本市がヒアリングを求めた場合は、これに応じることとします。

(3) 発表会への参加

暫定使用する者は、本市が主催する発表会に参加し、プロジェクトの結果や今後の事業や活動の展望について発表することとします。
なお、発表会の日程等の詳細については決定次第お知らせします。



案内図



参考写真 芝生広場



参考写真 多目的広場

別表1 手続き等の流れ

(1)	事前相談 (事前申込制)	【連絡先】 企画政策部企画政策課 電話：0466-50-3502 メール：fj-kikaku-fm@city.fujisawa.lg.jp
(2)	1次エントリーの 受付・面談	【提出書類】 ①1次エントリーシート（様式第1号） 【提出場所】 <u>企画政策部企画政策課（市役所本庁舎6階）</u> 【受付時間】 市役所開庁日の午前9時から午後5時まで ※メールによる提出可 【面談】 エントリーシートをもとに職員がヒアリング します。
(3)	提案内容の プレ審査	企画政策部企画政策課にて審査し、結果をメール又は電話によりお知らせします。
(4)	2次エントリーの 受付	【提出書類】 ①トライアル・サウンディング提案承認申請 書（様式第2号） ②暫定使用計画書（様式第3号） ③誓約書（様式第4号）
(6)	要件・提案内容の 審査	企画政策部企画政策課にて審査し、結果をトライアル・サウンディング提案承認通知書（様式第5号）により通知します。申請者は、審査に伴い本市が面接を求めたときは、これに応じてください。
(7)	公園の使用等に 係る許可申請	【提出書類】 ・公園内行為許可申請書兼公園占用許可申請書 ・公園使用料減免申請書 【提出場所】 <u>都市整備部公園課（市役所分庁舎6階）</u> 【受付時間】 市役所開庁日の午前9時から午後5時まで ※メールによる提出可

		※使用内容によって使用開始日の20日前（土日祝日を除く）までに申請が必要になることがあります。
(8)	許可申請内容の審査	都市整備部公園課にて審査し、許可の要件を満たしているものに許可書を交付します。
(9)	暫定使用	申請内容と市が付した条件を遵守し、使用を開始してください。
(10)	実績報告 ヒアリング	<p>【提出書類】 実績報告書（様式第6号）</p> <p>【提出場所】 企画政策部企画政策課（市役所本庁舎6階）</p> <p>【受付時間】 市役所開庁日の午前9時から午後5時まで</p> <p>※メールによる提出可</p>
(11)	発表会	<p>トライアル・サウンディングで実施したプロジェクトの結果や今後の事業・活動の展開について発表していただきます。</p> <p>※プレゼンテーションはスクリーンを使用して1プロジェクトにつき10分程度を想定しています。</p>

別表2 申請者の要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと
- イ 役員等（申請者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、計画的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと
- ウ 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていないこと
- エ 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していないこと
- オ イからエに該当しない者のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- カ 申請者の経営に暴力団関係者の実質的な関与がないこと
- キ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。（以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること

別表3 対象外とする暫定使用

- ア 公序良俗に反するもの
- イ 騒音、振動又は臭気等により、周辺に悪影響を及ぼす恐れがあるもの
- ウ 政治的又は宗教的な活動に該当するもの
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動に該当するもの
- オ 別表2のイからカに該当しない者であると知りながら、その者と下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約を締結したもの
- カ 都市公園法及び藤沢市都市公園条例並びに消防法等の法令で禁止する行為を行うもの
- キ その他、本市が本制度の趣旨に照らして不相当と判断するもの

藤沢市 企画政策部 企画政策課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

TEL 0466-50-3502

FAX 0466-50-8436

E-mail fj-kikaku-fm@city.fujisawa.lg.jp